

別記様式第四（裏面）

(退職時の勤務官署又は事務所)	
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額) 円 ( 職 級 号俸)
(公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条： )	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(尙禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、国家公務員退職手当法第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</li> <li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、国家公務員退職手当法第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</li> </ol>	

備考1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。